

令和2年4月20日

男鹿市内小・中学校児童生徒 保護者様

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業措置について

男鹿市教育委員会

令和2年4月16日(木)に全国に発令された緊急事態宣言を受け、市内小・中学校においては、4月21日(火)から5月6日(水)までの期間を臨時休業とし、次のとおり対応することとします。各家庭において、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 1 休業中の家庭における健康観察等について

- ・自宅で過ごすことを基本とし、不要不急の外出を避けてください。
- ・各家庭において、検温等の健康観察を継続して行ってください。
- ・発熱や強い倦怠感等の症状があり、感染が疑われる場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター及び学校へ連絡してください。

### 2 休業中の家庭における生活と学習について

- ・各校からの指示に従い、規則正しい生活、計画的な学習への取組をお願いします。

### 3 休業中の部活動等について

- ・休業期間中の部活動、スポーツ少年団活動は休止とします。

### 4 休業中の保護者の方々への連絡について

- ・各校で使用している緊急メールサービス(e-メッセージ)や電話等により行います。

### 5 差別的な行為等の防止について

- ・感染者や濃厚接触者を特定しようとしたり、その家族や知人を誹謗中傷したりするような言動やSNSでのやり取りなどは、厳に慎んでくださるようお願いいたします。

### 6 教職員の勤務について

- ・通常通り学校に勤務し、児童生徒や保護者との連絡や相談、児童生徒の学習支援等に当たります。

### 7 その他の対応について

- ・放課後児童クラブは、長期休業と同じように開設となります。
- ・学校施設の開放は停止します。
- ・市立図書館、公民館等の児童生徒の利用を停止します。

### 【お問い合わせ先】

- 学校教育に関すること:男鹿市教育委員会学校教育課 電話:24-9101
- 放課後児童クラブについて:男鹿市健康子育て課 電話:27-8074